

鞆地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務委託仕様書

1. 業務名

鞆地区東西交通・交流拠点事業者選定アドバイザー業務（以下、「本業務」という。）

2. 業務目的

鞆町中心部をバイパスするトンネル整備（山側トンネル）に合わせ、観光車両の町中への流入を抑制するため、パークアンドライドの拠点となる東西交通・交流拠点を整備することとし、観光客は、徒歩や二次交通により、陸路または海路で鞆町中心部や仙酔島へアクセスすることを計画している。

そこで、2021年（令和3年）3月に計画検討業務委託（東西交通・交流拠点整備事業）報告書（以下、「基本計画」という。）をとりまとめたところである。

本業務は、当該基本計画及び2022年度（令和4年度）に実施した鞆地区東西交通・交流拠点事業運営手法検討調査業務の結果等を踏まえ、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に準じて、DBO方式による事業を実施するにあたり、必要な諸条件の整理や事業の実施方針の作成・公表、公募条件の整理、民間事業者の募集・選定から契約締結に至る一連の業務を、DBO方式に関する広範かつ高度な知識と豊富な経験を有する者の支援を受け、円滑に実施することを目的とする。

3. 業務履行期間

契約締結日から2025年（令和7年）3月31日（月）まで

4. 業務場所

福山市及び福山市が指定する場所

5. 委託上限金額

22,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6. 業務内容

（1）基本条件の整理

基本計画等で検討された内容を基に、施設整備に伴う法的条件、建築に係る条件、市として本事業に求める基本的な条件を整理するとともに、全体の整備計画及び本事業をDBO方式で実施するにあたっての事業スキームを確定するための支援を行う。なお、事業スキームの確定においては、東側拠点における広島県有施設の一般者駐車場と福山市有施設の旅客ターミナルを一体的に管理するスキームを確定するための支援を行う。

また、発注方法（一般競争総合評価入札又は公募型プロポーザル）の検討を行う

（2）実施方針作成、公表に係る支援

① 実施方針の作成

（1）で整理した内容及び事業全体の考え方を踏まえ、実施方針の策定及び公表の支

援を行う。実施方針の公表に当たっては、本仕様書（3）②で作成する業務要求水準書等の案も合わせて公表を行う。

公表後、実施方針に関する説明会の開催支援を行う。

② 実施方針公表後の官民対話実施支援

実施方針公表後、官民対話を実施する。官民対話に当たって必要な資料の作成支援を行うとともに官民対話の実施時の進行支援を行う。また、官民対話終了後、対話結果の取りまとめ及び公表資料の作成支援を行う。

③ 実施方針への質問回答書の作成・公表支援

実施方針公表後に事業者からの質疑への回答案の作成を行うとともに、官民対話終了後に対話結果の公表に合わせて、質疑回答の公表支援を行う。

(3) 民間事業者の募集・選定に係る支援

事業者公募に必要となる以下の公募資料を作成するとともに、実施方針の対話や質疑回答を踏まえ、募集要項（または入札説明書）、業務要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、契約書（案）及びその他資料（以下、「募集要項等」とする）の作成を行う。

なお、契約関係書類の作成に当たっては、法務アドバイザーの支援を受けながら作成する。

募集要項（または入札説明書）等公表後に官民対話を実施する。官民対話に当たって必要な資料の作成支援を行うとともに、官民対話の実施時の進行支援（対話の進行は組合で実施するためのその支援）を行う。また、官民対話終了後、対話結果の取りまとめ及び公表資料の作成支援を行う。

実施方針公表後に事業者からの質疑への回答案の作成を行うとともに、官民対話終了後に対話結果の公表に合わせて、募集要項等の修正支援を行う。

- ① 募集要項（または入札説明書）の作成
- ② 業務要求水準書の作成
- ③ 事業者選定基準の作成
- ④ 様式集の作成
- ⑤ 基本協定書（案）の作成
- ⑥ 契約書（案）の作成
- ⑦ 募集要項等への質問回答書の作成

(4) 審査委員会の運営支援（5回開催）

審査委員会の運営に係わる支援として、会議資料の作成、会議録作成、審査結果・審査講評の作成・公表に関する支援を行う。

参加資格の審査及び事業者提案の審査に当たり、資格審査資料（提出書類、財務諸表チェック等）及び提案書の概要資料等の作成を支援する。

- ① 審査委員会運営支援
- ② 審査委員会資料の作成

(5) 契約締結支援

事業者選定後の基本協定及び契約書等の締結に係る支援を行う。事業者との協議に際しては、必要に応じて法務アドバイザーの支援を受ける。

- ① 基本協定締結交渉支援
- ② 契約締結交渉支援
- ③ その他契約の締結交渉支援

(6) 報告書の作成

本事業に関係して作成した資料等を取りまとめ、報告書として整理する。

(7) 打ち合わせ協議

初回及び業務完了時のほか、中間で6回実施する。

7. 成果品

報告書	ファイル綴じ	1部
電子データ	DVD	一式